

議案第 141 号

つくば市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 13 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

つくば市職員の給与に関する条例（昭和62年つくば市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 5 号を次のように改める。

(5) 職員駐車場の駐車料金

第 3 条第 2 項に次の 3 号を加える。

(6) 中央労働金庫の貸付金に係る償還金

(7) 給与に係る過払金

(8) 給食費

第25条第 4 項及び第26条第 2 項第 1 号中「、若しくは失職し」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(つくば市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 つくば市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年つくば市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「、若しくは失職し」を削る。

（提案理由）

保育所等に勤務する職員の給食費を給与から控除できるようにするほか、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

つくば市職員の給与に関する条例（昭和62年つくば市条例第20号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条・第2条（略） （給与の支払）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 法第25条第2項の規定に基づき、次に掲げるものを控除することができる。</p> <p>(1)―(4)（略）</p> <p><u>(5) 職員駐車場の駐車料金</u></p> <p><u>(6) 中央労働金庫の貸付金に係る償還金</u></p> <p><u>(7) 給与に係る過払金</u></p> <p><u>(8) 給食費</u></p> <p>3（略）</p> <p>第4条―第24条（略） （期末手当）</p> <p>第25条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し_____、又は死亡した職員にあっては、退職し_____、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6（略）</p> <p>第25条の2・第25条の3（略）</p>	<p>第1条・第2条（略） （給与の支払）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 法第25条第2項の規定に基づき、次に掲げるものを控除することができる。</p> <p>(1)―(4)（略）</p> <p><u>(5) その他規則で定めるもの</u></p> <p>3（略）</p> <p>第4条―第24条（略） （期末手当）</p> <p>第25条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあっては、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6（略）</p> <p>第25条の2・第25条の3（略）</p>

(勤勉手当)

第26条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給される勤勉手当の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し_____、又は死亡した職員にあつては、退職し_____、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の100（特定幹部職員にあつては、100分の120）、12月に支給する場合には100分の105（特定幹部職員にあつては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3—5 (略)

第27条 (以下略)

(勤勉手当)

第26条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給される勤勉手当の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の100（特定幹部職員にあつては、100分の120）、12月に支給する場合には100分の105（特定幹部職員にあつては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3—5 (略)

第27条 (以下略)

つくば市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年つくば市条例第42号）新旧対照表

（附則第2項関係）

改正後	改正前
<p>第1条—第22条（略）</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第23条 給与条例第25条から第25条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第25条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し_____、又は死亡した職員にあっては、退職し_____、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し_____、又は死亡した職員にあっては、退職し_____、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第24条（以下略）</p>	<p>第1条—第22条（略）</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第23条 給与条例第25条から第25条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第25条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあっては、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあっては、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第24条（以下略）</p>